

本当は誰が誰に借りがあるのか？

ジュビリーイヤーにおける対外債務、気候変動債務、賠償

要旨

2025年に入った今、54の国々が債務危機に陥り、債務返済のために基礎的な公共サービスや気候変動対策への支出削減を強いられている。低所得国および低中所得国の対外債務総額は1兆4500億米ドルに上り、2023年だけで138億米ドルの債務を返済した。これらの国々の75%以上が、医療費よりも債務返済に多くの資金を費やすことを余儀なくされている。実際に55%の国で、医療支出の2倍以上の額を債務返済に充て、多くの人々に壊滅的な影響を与えている。最も影響を受けている集団は女性、若年層、低所得者である。しかし、**本当に借りているのかは誰か**を問う時がきた。

今こそ債務の全体像に対する理解を広めるべき時である。富裕国には、歴史的にも実際の面でもまた道徳的な点からも債務を負っているとの合意が高まっている。この考えは気候変動や植民地主義、奴隷制や不正な資金の流れ、国連で合意された公約の不履行に基づく。富裕国が負うべき額を数値化し、低所得国が支払いを余儀なくされている債務と比較すれば、明らかである。

気候債務

近年、富裕国の気候債務を定量化し、正式に認識するために、多くの作業が行われてきた。富裕国は、「共有物としての大気」を公平な分配量より多く使用することで、経済成長の最大70%を達成してきたと推計されている。2023年にファンングとヒックが発表した大気の使用に関する研究の決定的で最も低い試算に基づくと、気候変動に脆弱な低所得国および中低所得国に対して、温室効果ガスを排出してきた富裕国が支払うべき債務は107兆米ドルである。これは低・中低所得国の対外債務総額である1.45兆米ドルの70倍以上である。この気候変動債務を2050年までに返済するとすれば、富裕国は中低所得国に年間4兆米ドルを超える額を返済する必要があり、債務国による年間の債務返済額1,380億米ドルの30倍近くに相当する。

低所得国の対外債務が強引に執行される一方で、富裕国の気候変動債務がほとんど返済されないのは、世界の力関係の衝撃的な不均衡によるものである。2015年のパリ協定では、富裕国が南半球の国々に年間1,000億米ドルの気候変動資金を拠出することが正式に約束された。しかし、富裕国は、文字通りの目標の達成が何年も遅れただけでなく、3分の2の資金がすでに債務危機に直面している国々に融資されたため、協定の理念を全く満たすことはできなかった。これは異常なことである。借金を返すべき相手になぜ融資することができるのか？2024年に開かれたCOP29で、年間300億米ドルにこの気候変動資金の目標が引き上げられたが、その際、融資ではなく贈与でなければならないことが明記された。控えめな科学的な推計でも、気候危機への対応に必要な金額は年間3億ドル以上とされ、気候活動家たちは年間5億ドルの贈与援助を要求した。

低所得国の対外債務は、気候危機を積極的に加速させている。政府は外貨で借金を返すために経済や社会を形成せざるを得なくなり、各国を負のスパイラルに陥れる。その過程は気候にさらなる悪影響を与える。現在のグローバル経済において、ドルやその他の外貨を追い求めることは、化石資源の採掘、採鉱、輸出用の化学工業的農業、森林伐採、環境破壊の拡大につながり、人権に甚大な被害をもたらす。気候変動の影響を受けやすい国は、投資先としてリスクが高いとみなされるため、融資金利が高くなる傾向があり、気候変動危機と債務危機の関係は悪循環に陥っている。少なくとも、このような高利融資で利益を得ている民間銀行が、パリ協定以降、南半球の化石燃料に 3 兆 2,000 億ドル以上を投資していることを考えれば、この悪循環は明らかだ。

意外かもしれないが、すべての国の中で最も負債を負っている国は富裕国である。累積債務対 GDP 比が最も高い国は順に、日本、レバノン、シンガポール、スーダン、ギリシャ、米国、イタリア、フランス、リビア、英国、カナダである。しかし実際には、富裕国は支払う金利はるかに低く、債務に対して債務返済のために窮地に陥ることはほとんどない。**対照的に、富裕国の債務額の数分の一しか負っていない低・中低所得国は、国民の健康、教育、社会保護、福祉、将来の展望を犠牲にすることを強いられている**。そして、借金を返すこと以上に重要なことはないという考えを前提とした IMF の厳しい緊縮財政の指示に従っている。特に公共サービスが破綻すると、目に見えないところで国の経済と社会を支えている無償の介護や家事労働のほとんどを担う女性や女兒はそのサービスや適正な仕事へのアクセスを失うため、真っ先に被害を受ける。

借金の返済を優先することが IMF や債権者の基本原則なのに、北半球の豊かな国々が負っている債務—たとえば過剰な温室効果ガス排出による気候変動債務—についてはこの原則は尊重されていない。大局的に見れば 2025 年に清算すべき富裕国の債務は他にもある。

その他の債務と賠償金

富裕国の気候変動に関する債務は、少なくとも気候変動枠組み条約のプロセスにおいて認識されているが、その他の歴史的債務については、体系的に成文化・定量化されていない。しかし、カリブ海諸国、アフリカ、そしてアフリカのディアスポラ諸国に対して、大西洋横断を伴う奴隷貿易の賠償が必要であることは疑う余地がない。もちろん、賠償はある金銭的なことだけでなく、補償も賠償正義の重要な一部である。アフリカ連合 (AU) は 2025 年を「賠償の年」と定めたことで、今年、賠償要求はさらに勢いを増すだろう。また、**植民地による資源の略奪**に対して、より広範な賠償を行う必要性についての議論も高まっている。例えばインドの GNP は、イギリスの植民地支配が始まる前の 1700 年には、世界全体の GDP の 24%を占めていたと推定されているが、1947 年の独立時には、世界全体のわずか 4% であった。

この資源略奪については、歴史的な問題だけではない。これは、現在の不公正なグローバルな経済構造の極めて現実的かつ継続的な部分、グローバルサウスからグローバルノースへの資源採掘の継続を可能にしている。

2024 年の「租税正義の現状」報告書によれば、多国籍企業は平均 1 兆 1300 億米ドル相当の利益をタックスヘイブンに移転し、世界各国の政府は年間平均 2940 億米ドルの直接税収を失っている。さらに 1450 億米ドルの直接税収が、オフショアの富裕税の脱税によって失われている。さらに広く言えば、不公正なグローバル貿易ルールによって、低所得国が商品輸出に依存するようになり、商品と利益の植民地的な収奪が続いている。

正義に基づく分析とは、富裕国が他の国際公約、例えば**開発援助**についても責任を負うことを意味する。1970年、**国連決議**において「各経済先進国は、公式の開発援助を漸進的に増加させ、10年半ばまでに国民総生産の最低0.7%の純額に達するよう最善の努力を払う」という明確な目標が合意された。**最新の調査**によれば、2023年にはわずか2237億米ドルの援助が行われ、これはOECD DAC加盟国のGNPの平均0.37%に相当する。0.7%の目標が達成されれば、2023年にはさらに**1930億米ドル**が援助されることになる。この目標が1970年代半ば、つまり50年以上前に約束された通りに達成されていれば、低・中所得国に最大で総額7兆米ドルの追加収入がもたらされたことになる。もし、この規模の援助が援助の有効性の原則（特に**財政支援を通じて**）に従えば、これらの国のいずれもが、現在債務危機に直面しているような資金を借り入れる必要があったとは思えない。

低所得国に対する富裕国の債務は、低所得国の対外債務の合計よりも大きい

低所得国の債務返済が、基礎的な公共サービスや人権の保障、気候変動への適応に壊滅的な影響を与えることを理解することは極めて重要である。総人口**33億人**の48カ国では政府は教育や保健の予算よりも債務の返済と利払いに多くの資金を費やしている。IMFや世界銀行等が支配している現在の不公正な国際金融の構造は、これらの機関が1944年に設立された当時（現在の低所得国のほとんどは植民地だった）とほぼ変わっていない。このガバナンス構造は、富裕国や大企業の利益を守り、対外的なしばしば非合法の債務の支払いを最優先事項として強制し続け、富裕国自身が負っている大きな債務を無視している。

変革のチャンス

ローマ教皇が2025年を「**ジュビリーイヤー**」と定め、その年に債務が赦免されるべきであると宣言したことで、2000年当時と同様、債務が再び世界的なアジェンダの上位に位置づけられることになるだろう。2000年代初頭の、信仰に基づく組織から始まったジュビリーキャンペーンは、急速に広範な正義運動へと広がり、大成功を収め、2005年には最も多重の債務を抱える国々に対する大規模な**債務救済**を勝ち取った。しかし、それから20年経った今、世界的な債務危機は以前よりも深刻化しており、債務救済や債務削減だけでは不十分であることが明らかになっている。**世界金融の構造を抜本的に見直し**、債務をめぐる権限をIMFのような植民地支配的な機関から国家債務に関する国連枠組み条約（ボックス1参照）の合意を通じて、より代表的でインクルーシブな国連機関に移行する必要がある。

これは、2025年6月から7月にかけて予定されている第4回国連開発資金会議への提案の中で、国連の**アフリカグループ**や**市民社会連合体**、その他多くの人々によって支持されている最も重要な要求のひとつである。この重要な会議が、スペインによるアメリカ大陸の植民地支配で重要な役割を果たした都市であるセビリアで開催されることは、植民地的な金融構造に終止符を打つのにふさわしい。

国際的な金融構造を劇的に変革する機運を高めることに成功するには、現在の金融システムから利益を得ているのは誰か、そしてそれを支えているのは誰か、究極的には**誰が誰から借りているのか**を一貫して問い続ける必要がある。

1. 債務危機の概要

本レポートは一連のデータを 2024 年から 2025 年にかけて世界銀行の国の所得水準別分類に基づき分析を行った。低所得国（十分なデータが得られなかった北朝鮮と南スーダンを除く）24 カ国と、中低所得国（データが得られなかったヨルダン川西岸地区とガザを除く）50 カ国を対象とした。世界銀行と債務正義のデータを分析したところ、これら 74 の「低所得国」のうち、**86%が債務危機の重大なリスクにさらされている**ことが分かった。リスクが小さいあるいは全くない国はわずか 10 カ国で、3 カ国はデータが不足している。

これらの「低所得国」の **70%以上が世界で気候変動に対して最も脆弱な国**、つまり気候危機の最悪の影響に直面し、災害への備えが最も不十分な 3 分の 1 に入っている。「最貧国」の 90%以上（24 カ国中 22 カ国）が、気候変動に最も脆弱な国の上位 20%に入っている。このことの影響のひとつは、評価を下す企業がこれらの国は高リスクである判断するため、民間債権者から一般的に高い金利を請求されることである。

中低所得国 74 カ国の対外債務総額は 1 兆 4500 億米ドル強である。これは巨額に聞こえるが、米国が抱える対外債務 26.8 兆米ドルの約 5%、英国が抱える対外債務 10.5 兆米ドルの約 13%にすぎない。このうち **74 の中低所得国は、2023 年に計 1380 億米ドルの対外債務を返済した**。この資金の多くは現在、民間債権者、特に銀行に支払われている。実際、発展途上国の債務の 60%が民間債権者に支払われており、その内訳は多国間機関が 25%、二国間機関が 14%である。これらの債権者には、ブラックロックや HSBC、ゴールドマン・サックス、レガール、ジェネラル、JP モルガン、UBS のような巨大金融機関が含まれている。こうした利益追求型の金融機関は、平均金利が 9.8%のアフリカに融資することで高い収益率を得ることができる。これらの企業の多くは、2015 年のパリ気候協定以降、南半球の化石燃料産業に 3 兆 2000 億米ドルを融資し、気候危機の持続化に大きく貢献している。化石燃料への投資を目的とした融資は、返済を免除されるべき不当な債務とみなされるべきである。

私たちのデータによれば、**低所得国の 75%以上が対外債務返済に医療費よりも多額の支出をしており、55%の国では債務返済額が医療費の 2 倍以上**になっている。また、私たちのデータによれば、低所得国の 50%以上が、教育よりも債務返済に多くの支出をしており、これらの国の **90%が、政府予算の 20%を教育に支出するという国際的に認められている基準に達していない**。現在の新自由主義経済システムでは、富裕な民間債権者の配当金を確保することの方が、数十億の人々の健康や教育を受ける権利よりも重要であることは当然のこととみなされている。2025 年にはこれを変えなければならない。利益よりも人間と環境が優先されなければならない。

表 1. 低所得国 74 カ国における教育・保健支出と債務返済の比較

保健		教育	
XX	38 カ国 債務返済が保健支出の 2 倍	XX	13 カ国 債務返済が教育支出の 2 倍
X	14 カ国 債務返済が保健支出より多い	X	18 カ国 借金返済が教育支出より多い
/	12 カ国 債務返済と保健支出はほぼ同額	/	24 カ国 教育支出は債務支出より多いが、政府支出の 20% という目標未達
✓	5 カ国 保健支出が債務返済を上回る	✓	6 カ国 教育支出は債務支出より多く、政府支出の 20% という目標を達成
	5 カ国 データなし		13 カ国 データなし

国別詳細データは、[こちらのデータタブ参照](#)

現状では**債務危機に陥った国や債務危機に近い国**は、一対一で IMF に働きかけなければならない。IMF はいまだに債務危機の規模を認めたがらず、体系的なグローバルな力が債務危機を生み出し、永続させていることも認識していない。そのため各国は財政赤字システムを改革するのではなく、公共支出を削減することで改革するよう求められる。IMF は 1980 年代の構造調整プログラムと**ほとんど変わらない緊縮政策**を課している。緊縮財政がジェンダーに与える影響はますます深刻になっており、それはジェンダーに基づく暴力の一形態であると強く主張されている。

IMF が罰として緊縮財政を課すことができたのは、債務国が自国の債務危機の責任を負わされ、あたかもそれがその国の過度かつ無責任な借入れの結果であるかとみなされてきたからである。一部の国々が十分なチェックと保証（例えば、あらゆる国家機関によるすべての借入れに対する十分な透明性と議会の監督と承認）を受けずに借入れを行ってきたことは間違いない。しかし、無責任な貸し出し（より大きなりターンを求める民間債権者）や、個々の政府ではコントロールできない市場の力学（金利の上昇、為替レートの変動、商品価格の下落）もあった。

IMF が債務危機が構造的なものであることを認めないのは、IMF が危機を宣言すれば債務不履行が引き起こされるかもしれないと恐れ、富裕国という強力なシェアホルダーが影響力を行使した結果である。これは**政府の失敗**である。これは植民地時代に設計された時代遅れの組織が、21 世紀の危機を解決する目的にそぐわない経済ガバナンスのルールを設定した結果である。

低所得国の対外債務の 13%が中国の民間および公的金融機関に対することを考えると、中国も今や重要なプレイヤーである。興味深いことに、中国政府は IMF よりも債務危機の深刻さを認識することに前向きで、また、国家債務の再編のためのより大胆な行動を支持し、特にそれが気候危機への対応行動と関連する場合には、それを支持する可能性がある。中国の「債務の罠」に対する懸念があるにせよ、こうした懸念は誇張されすぎているとの見方が強まっている。残念なことに、中国は国連債務枠組み条約という好機を認識していない。

このような巨大な市場力学によって生み出された、返済不能で悪質な債務を再交渉し、清算するための新たな協働プロセスが必要であり、これには、多くの利益を得てきた民間債権者を含むすべての関係者が参加する必要がある。世界銀行でさえこの点に注目しており、[チーフ・エコノミストの Indermit Gill](#) は、2024 年国際債務報告書の中で「外国の民間債権者が開発途上国の政府部門に対して行った新規貸付額よりも返済額の方が 141 億米ドル近くも多い」と指摘している。[G20 共通枠組み](#)は不十分であり、IMF や「パリクラブ」と交渉する国々は、折り合いをつけるために国民の基本的権利を犠牲にしなければならない。[世界銀行のチーフ・エコノミスト](#)が主張し続けているように、現在のシステムでは、ほとんどの債務国に「返済能力が回復することはない」。

[2025 年をジュビリーイヤーと定め](#)、債務と緊縮財政のつながりを断ち切るために、最も債務を負っている国々による**集団的な行動が緊急に求められている**。国連においてアフリカ諸国は、新たな租税協力枠組み条約を通じ、OECD から国連へと[グローバル租税ルールの監督権限を移行](#)させることに成功し、その模範を示している。国連におけるアフリカのグループは、近々開催される開発資金調達会議（Financing for Development Conference）に向けた[共同提出書類](#)の中で、債務交渉を IMF から国連の代表的かつ包摂的な機関に移行させることができる国連国家債務枠組み条約（Framework Convention on Sovereign Debt）の制定を訴えている。これにより、債務と緊縮財政の結びつきを断ち切ることができる。しかし、これを成功させるためには、アフリカ諸国やその他の国々が、気候危機に直面し、根本的な改革がなされない現状では、集団的な債務ボイコットを行うことが不可避であることを明確にする必要があるかもしれない。

ブルキナファソの[トマ・サンカラ大統領](#)が 1987 年にアフリカ連合で演説したことなど、アフリカが債務問題で団結するための力強い呼びかけは以前にもあった。悲しいことに、彼がその数ヶ月後に暗殺されたのは偶然ではない。しかしこんにち、**債務ボイコットの根拠は明確である**。気候危機への対応として、各国は[公正な移行](#)に早急に投資する必要がある、その中には普遍的な[ジェンダーに対応した公共サービスの保証](#)も含まれるべきである。低・中低所得国々が、裕福な債権者に支払っている債務は、自国における適応、緩和、損失と損害、基本的な公共サービスのための資金として切実に必要である。公正な移行に向けたこのような投資のための資金は、裕福な国々による気候ファイナンスのコミットメントから得られるべきであるが、下記で見られるように、富裕国の債務は現在支払われていない！

ボックス 1: 国連債務枠組み条約について

[CSO の FFD メカニズム](#)は、国家債務に関する国連枠組み条約を、公平、包括的、参加型、説明責任、透明性のある方法で、国が交渉し合意することを求めている。債務条約は以下を確立しなければならない:

- **公平で透明性のある多国間国家債務解決メカニズム**を構築し、借入国が国際的な人権義務を果たし、SDGs を達成し、ジェンダー平等を確保し、必要な気候変動対策を実施できるよう、十分な債務の見直しと帳消しを実現する。
- **責任ある国家債務の原則**を定め、国家債務の透明かつ公正なガバナンスと管理を義務付ける法律を貸し手国と借り手国の双方で推進する。
- **債務の持続可能性の枠組みと分析への新しいアプローチ**を行い、貸付の事前・事前のジェンダー、人権、環境への影響評価や、違法な債務を特定するための監査など、アセスメントが人権、気候、持続可能な開発のニーズに沿ったものであることを確認する。

- **債務が自動的に帳消しになるシステムを構築**することで、極端な気候変動、環境、経済、保健、食糧、安全保障の危機から南半球の国々を守り、気候変動やその他の外部からの衝撃のリスクを貸し手と借り手の間で分担することを定めた債務契約条項を推進する。
- **拘束力のある世界債務登録制度**により透明性を促進する。

2. 気候債務の概要

1992年に国連気候変動枠組条約の合意により、条約の最高意思決定機関である締約国会議（COP）が設置され、1995年以降毎年開催されている。当初から24の富裕国が附属書 II (Annex II) にリストアップされており、これらの国々は、気候変動に対応して温室効果ガスの排出を削減し、適応していくために、発展途上国に対して資金面や技術面での支援を提供する義務を負っている。気候変動による債務に対する理解は徐々に広がりを見せ、COP27では、気候危機による損失と損害を是正する必要性が認識された。この危機が最も深刻な影響を及ぼしているのは開発途上国で、貧困に苦しむ人々、特に女性と女子であることがわかっている。

附属書 II に記載されている豊かな気候変動排出国が負っている「気候債務」の規模を定量化することは、多くの分析と議論の対象となってきた。2015年のパリ COP では、年間 1,000 億米ドルという当初の年間目標が合意されたが、ほとんどが提供されず、気候変動資金として提供された資金の 3分の2 は融資であった。2024年、バクーで開催された COP29 では、新たな集成的かつ定量的な目標（New Collective Quantifiable Goal）の合意が大きな焦点となった。気候行動ネットワークや気候正義を訴える活動 (Demand Climate Justice) に連なる数千の団体は、世界が年間 5 兆米ドルの気候変動資金を負っていることを指摘し、保守的な科学的推計でも年間 1 兆ドル以上であるとした。多くの議論の末、最終的に合意されたのは年間 3,000 億米ドルという金額であり、このうちどれだけの金額が贈与になるのか、さらに途上国がこの金額に拠出することが期待されるのかどうかについては不透明である。この点については、2025年11月にブラジルで開催される COP30 あるいは今後の COP で再検討する必要がある。

豊かな、大気汚染国が支払うべき気候債務の規模に関する最も体系的な研究は、2023年にファニングとヒッケルによって行われた。この研究は、豊かな国々が地球全体の二酸化炭素排出量をどの程度超過しているかに応じた補償に焦点を当てている。

補償を求める議論の重要な点は、ファニングとヒッケルの試算によると、一人当たりの GDP の国家間格差の 70%は、炭素排出量の公正な排出量に対する超過排出量との差によって多くの部分が説明できることである。言い換えれば、**豊かな国々は「大気という共有物に対する公正な割当以上を炭素を排出することで自らを豊かにしてきた」**のである。補償額は、IPCC による炭素価格と地球の温暖化が 1.5°C に抑えられ、2050年にネットゼロが達成されるシナリオに基づいて、2050年までの負債を推計したものである。排出量の計算には、1850年、1960年、1992年という3つの異なる開始点を使用されている。1960年という中間の開始点の下の債務は、総額 192 兆米ドルである。

私たちは、低・中低所得国にどれだけの債務があるのかという観点からこのデータを見た。1960年からの中位シナリオでは、排出の有害な影響を計算すると、総額 146 兆米ドルになる。仮に 1992年（国連気候変動条約が採

択された年) から排出の影響を計算し始めたとしても、その総額は 107 兆米ドルである。これは、中低所得国の対外債務総額 1 兆 4,500 億米ドルの 70 倍以上である。仮に、富裕国が抱える気候変動債務を 2050 年までに返済するとすれば (気候変動対策が急務であることを考えれば、これは合理的であると思われる)、低・中低所得国に年間 4 兆米ドル (発展途上国も含めると約 5 兆米ドル) を返済することになり、これらの国々が返済を余儀なくされている年間 107 億米ドルの額をはるかに上回る。私たちはこれが完全な因果関係であることを示唆しているわけではないが、低所得国の契約上の対外債務と比較した場合の富裕国の気候債務の相対的な大きさを示している。

図 1. 低所得国および中低所得国の債務と負担の比較



もちろん課題は強制力である。しかし、中低所得国は共に立ち上がり、**集団的に行動**することでその力を発揮することができる。個々の国や指導者が単独で立ち上がれば (サンカラがえた知見のように)、あまりにも無防備だが、例えば国連のアフリカ・グループ (Africa Group) のように協働すれば、より大胆な集団的立場をとることができる。この場合重要なのは、今すぐ行動を起こすことである。気候変動危機に直面する低所得国は、公正な移行のための投資を遅らせることはできない。気候変動資金調達遅れとそれに対する失望を考えれば、資金を迅速に確保するための唯一の選択肢は、対外債務の支払いを停止することである。

あからさまな集団的債務ボイコットに参加することに懸念があるのであれば、返済する余裕のある国はそうすればよいと低所得グループは主張すればよい。**低所得国の対外債務のツケは、(少なくとも建前上は) 豊かな汚染国に回すことができ、**大気汚染国は気候変動資金を通じて支払う義務がある。もちろん、低所得国 (および気候変動に脆弱な国) の対外債務をすべて肩代わりまたは帳消しにすることは、富裕国が支払うべき気候変動債務 (バクーで合意された 3,000 億米ドルをはるかに超える) のごく一部にすぎない。

表 2. 対外債務と気候債務（単位はすべて米ドル）*

世界銀行による所得水準別分類 (2024 - 2025)	負債状況(世界銀行)	対外債務総額 (世界銀行)	気候変動債務の累計額 (ファニングとヒッケル 2023 に低い推計額、低・中所得国が受け取るべき総額)	気候変動債務 (同左の中間度の推計額)	低中所得国の対外債務の年間返済額③	気候変動債務の年額 (ファニングとヒッケル 2023 に低い推計額、低・中所得国が受け取るべき年額)
低所得国 (LICs) 24 カ国 (北朝鮮と南スーダンを除く)	5 - 債務危機 8 - 高リスク 10 - 中リスク 1 - データなし	1520 億	17 兆	23 兆	70 億	6770 億
低中所得国 (LMIC) 50 カ国 (ヨルダン川西側地区とガザ地区を除く)	13 - 債務危機 11 - 高リスク 14 - 中リスク 7 - 低リスク 3 - リスクなし 2 - データなし	1.3 兆	90 兆	123 兆	1310 億	3.3 兆
LICs と LMIC の合計 (74)		1.45 兆	107 兆	146 兆	1380 億(年間)	4 兆(年間)

*各国の数値が記載された詳細の表および追加データは、別冊のエクセルファイルで入手可能

3. 富裕国の他の債務の概要

気候変動枠組み条約のプロセスにおいて、富裕国の気候変動債務は認識されているが、その他の歴史的債務については、体系的に明文化されていない。しかし、**誰が誰に借りがあるのか**を正確に把握するためには、富裕国は少なくとも以下のような借りがあることを認識することが重要である：

3.1 奴隷制と植民地化に対する賠償

大西洋横断奴隷貿易の計り知れない苦痛に対する賠償金の算定は複雑であり、誰が賠償金を支払う義務があるのかをめぐる多くの問題がある。以下は、奴隷制の賠償に関する主要な動きを簡単にまとめたものである。

1999 年、アフリカに対する賠償および資金還流に関する世界委員会 (African World Reparations and Repatriation Truth Commission) は、欧米諸国が 5 年以内に 777 兆米ドルを支払うよう提訴した。2001 年 9 月、国連はダーバンで「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に反対する世界会議」を主催し、救済、賠償、補償を大々的に呼びかけた。2009 年のダーバン再検討会議では、大西洋奴隷貿易が引き起こした「人種主義、人種差別、外国人排斥、反人種差別」のため、欧米はアフリカに賠償する義務があるという決議がより明確に示された。

賠償は現在、[カリブ海諸国](#)によって強く要求され、アフリカ連合が2025年を「[賠償の年](#)」と宣言したことで、こうした勢いはさらに増しそうだ。この年は、賠償を通じて[アフリカ人とアフリカ系人民のための正義](#)を中心に組み立てられており、2023年11月の「賠償に関するアクラ宣言」のように、IMFや世界銀行の見直しの必要性につながる強力な声明がすでに発表されている。ガーナで開催されたこの会議では、[世界賠償基金\(Global Reparation Fund\)](#)も設立された。

もちろん、植民地支配による[資源略奪](#)に対する賠償のケースについても広範な疑問がある。たとえばインドは、英国の植民地支配が始まる前の1700年には、[世界全体のGDPの24%](#)を占めていたと推定されているが、1947年の独立時には世界全体のGDPのわずか4%であった。植民地支配が富の流出にどの程度関与していたかは、1世紀以上前から認識されており、オックスファムは最近、植民地時代にインドから64兆8200億米ドルが搾取され、その半分以上が[英国の10%の富裕層](#)の懐に入ったと推計している。

当然のことながら、奴隷制や植民地化に対する賠償を支払うという考えに対して、富裕国では反対の声が広がっている。しかし、人々が今日においても日々、奴隷制や植民地化の結果を生きている以上、こうした要求がなくなることはない。誰が誰に借りがあるのかを正直に議論し、脱植民地化に真剣に取り組むには、「[植民地主義、帝国主義、人種差別、家父長制が世界中でもたらし続けている遺産を認識し、可視化し、対処する](#)」ことが含まなければならない。少なくとも、今日の開発を蝕んでいる対外債務の帳消しと、IMFや世界銀行の投票権構造において旧植民地大国に不釣り合いな権力を与え続けている債務をめぐるグローバル構造の変革、これら両者もたらずはである。

3.2 不正な資金の流れ

このような植民地時代の資源の略奪は、歴史的な問題にとどまらない。低所得国からの資源と賃金の搾取を永続させる現在の不公正なグローバル経済構造は、現在進行形で進行している。2022年の調査では、1990年から2005年の間に、富裕国が貧困国から242兆米ドル（2010年のレートで）以上を流出させたと推定されている。

[租税正義の現状報告書 2024](#)によれば、多国籍企業は毎年平均1兆1300億米ドル相当の利益をタックスヘイブンの国や地域に移動させているため、世界各国の政府は年に2940億米ドルの直接税収を失っている。さらに1450億米ドルの直接税収がオフショアでの脱税によって失われている。このほかにも、[ジェンダーの不公正](#)を含め国際的な不公正をさらに強化する[不正な資金流出](#)が数多く存在する。

[タックスヘイブン](#)には資金が蓄積され眠っている。そのほとんどは、特に英国は王室属領網を通じて、旧共和国に拠点を置くか、旧共和国に直接結びついている。現在、オフショアタックスヘイブンには、[21兆ドルから32兆ドル](#)の金融資産が眠っている。これは、ジェンダーに対応した公共サービスや各国における気候危機への公正な移行に投資するために緊急に必要な歳入である。正義に基づきこの莫大な資金の一部を再分配することは、変革をもたらすだろう。

タックスヘイブンが過去数十年の間、成功した理由のひとつは、世界的な租税規則が不十分であったためである。特に、巨大企業や富裕層が公正な税金を納めることを保障することは困難であった。過去60年間、富裕国の集まりである[OECD](#)によって、グローバルな税制が策定され、実施されてきたはずだが、[国際的な租税協力に関する国連枠組み条約](#)の策定が合意されたおかげでこの状況は終わりを告げようとしている。この合意は富裕国が

積極的に阻止を試みたにも関わらず、国連総会での一連の投票に勝利したアフリカ・グループによって要求されたものである。租税条約の策定と執行方法の根本的な転換により、タックスヘイブン問題を終息させることができるだろう。

税制改革と同様に 2025 年は、IMF のような植民地主義的な機関からより代表的で民主的な国連に権限を移すことが債務についても行われる機会となる。国連国家債務枠組条約（UN Framework Convention on Sovereign Debt）を策定することが可能となり、2025 年にセビリヤで開かれる国連開発資金サミットでの重要な成果の一つとなるだろう。この条約の策定は、市民社会組織とアフリカ諸国政府の双方からの重要な要請である。

3.3 援助約束の不履行

1970 年、国連決議において「先進国は政府開発援助を漸進的に増加させ、[中略]、この 10 年の半ばまでに国民総生産の最低 0.7% に達するよう最大の努力を払う」という明確な目標が合意された。

最新の調査結果によると、2023 年にはわずか 2237 億米ドルの資金が動員された。これは OECD/DAC 加盟国の GNP の平均 0.37% に相当する。もし 0.7% 目標が達成されたならば、2023 年にはさらに 1930 億米ドル が動員されていたことになる。この目標が 1970 年代半ば、つまり 50 年以上前に約束された通りに達成されていれば、**低・中低所得国には累積で最大 7 兆 2,000 億米ドルの追加歳入**がもたらされていたことになる。これだけの援助が財政支援の形で提供されていれば、これらの国のいずれもが、現在負債を抱えたままになっている資金を借り入れる必要があったとは考えられない。

「援助の有効性」を高めること、つまり、援助を最も必要としている国への援助を優先し、援助がドナーの意図や利益ではなく、国家の開発戦略への純粋な支援を保証することに関して、他にも多くの約束がなされてきた。しかし今日、何十億ドルもの援助がドナー国に滞留しており、低所得国向けと明記された援助はわずか 15%、中低所得国向けと明記されたものは 32% に過ぎない。衝撃的なことに、多くの進歩的なレトリックにもかかわらず、女性の権利のための組織や運動に対する援助は 1% にも満たない。

2025 年の開発資金会議に対する 市民社会機構の共同提言書は、援助を「慈善の視点から正義と賠償の視点に移し、歴史的な不正義を認識し、それに対処する」ことに基づく新しい国連国際開発協力条約（UN Convention on International Development Cooperation）を提唱している。同条約はまた、7.2 兆米ドルの未達成の援助コミットメントを「**未払い ODA 債務**」として扱うことも提言している。

3.4 不当な金利および追加料金

グローバル経済におけるもうひとつの重要な不公正は、低所得国は富裕国に比べて高い金利で返済しなければならないことである。この点は地理的に極端にわかれている。ドイツは、安全な投資先とみなされるため、日常的にお金を借りることができ、わずか 0.8% の金利しか請求されないが、アジアの国々は 5.3% と 7 倍近く、ラテンアメリカの国々は 6.8% と 8 倍以上、アフリカは 9.8% と最もひどく、ドイツの 12 倍以上である。

理論的には、この金利差は異なる国への投資に関連するリスクによって定義され、市場によって決定される。しかし、市場は 3 大信用格付機関（スタンダード・アンド・プア、ムーディーズ、フィッチ）から非常に強力な指示

を受け、すべての国をスコア（大まかに AAA から CCC まで）でランク付けする。富裕国（および IMF 自身）は良い格付けを受け、低利で融資を受けることができる。低所得国は低い格付けが与えられ、投資を呼び込むために高い利子を支払うことに同意しなければならない。気候変動に脆弱な国は一般的に最もリスクが高いとみなされている。

これらの格付機関は絶大な権力を有しており、低所得国のリスクプレミアムをつり上げるような彼らの判断の多くは、現在の不公正な制度を守ろうとする偏見や利益相反に基づいている。実際のところ、IMF と世界銀行は低所得国による債務の返済を実質的に強制しているため、リスクは考えられているほど高くない。債務不履行は非常にまれである。しかし、金利の上昇が低所得国の債務危機を加速させることは間違いない。このような信用格付機関の規制や公的な信用格付機関の設立を求める声が高まっている。

IMF や世界銀行からの譲許的融資でさえ、常にドル建てで返済しなければならないため、見かけほど容易ではない。そのため、ある国で通貨危機が発生し、自国通貨がドルに対して暴落した場合、返済額は急速に実質的に非常に高額になる可能性がある。この状況は、IMF が異常なサーチャージを課していることによって悪化している。これは、各国が融資枠の 187% 以上を借り入れた場合に IMF 融資に対して 2% の金利が加算されるもので、私たちが調査した 10 カ国の低中所得国に影響を与えていた。IMF 自身の債務持続可能性分析が、より低い債務負担が、適時の返済と持続可能な資金調達の高い可能性を確保するために必要であることを示しているにもかかわらず、サーチャージは危機に瀕した国々の債務負担を増加させる、という矛盾を Center for Economic and Policy Research は 2021 年に指摘している。現職および以前の国連独立人権専門家は CSO との公開書簡で、「正当な理由なく平等な扱いをしないことは、国際法上許されない」とサーチャージが国際人権法に違反することを指摘した。

IMF が不当に課した課徴金の額や、低所得国が日常的に課せられている融資の高金利が、民間の格付け会社の偏った影響下で不当に設定されたものである度合いを計算することは可能だが、ここではそのことに焦点を当てるのではない。むしろ重要なのは、低所得国の債務が不当に膨れ上がり、しかし残酷に執行される一方で、富裕国の債務は組織的に返済されないという根本的な不公正に目を向けることである。「誰が誰に借りがあるのか」という全体像を理解することで、2025 年の市民と政府の行動を喚起し、こうした最悪の不公正をなくすための根本的な改革を推進することができる。

4. 結論

誰が誰に借りがあるのかの全体像を概観すると、2025 年のジュビリー イヤーにおける、変革のための動員や行動を喚起すべき、不公正と不平等の深層が浮かび上がってくる。私たちは、2025 年 6 月から 7 月にかけてセベリアで開催される第 4 回国連開発資金会議において、国際的な金融アーキテクチャーを変革する一世一隅の機会を手に入れている。私たちは、「国家債務に関する国連枠組条約」の合意を勝ち取ることができるし、そうしなければならない。そして市民社会による資金調達開発メカニズムに参加している団体が提案しているように、負債に関する多くの根本的な改革が行われる必要がある。

もちろん、トランプ大統領の再選から生じる予測不能な事態を筆頭に、私たちが今、厳しい時代に生きていることに留意することは重要である。トランプ大統領の最近の行動は、長年の常識を覆し、政府機関（[USAIDを含む](#)）や多国籍機関（[WHOを含む](#)）の資金調達を困難にしている。強大化したトランプ大統領がIMFや世銀とどのように関わっていくかはあまり定かではないものの、[一部では撤退論も浮上している](#)。いずれにせよ、トランプ大統領が米国の利益を守るために関税を熱心に利用していることは、過去に米国財務省が強力に支援したIMFが他国に課した融資条件とは対照的である。こうした公共政策の矛盾は何十年もの間、関税撤廃と経済余儀なくされてきた低所得国政府の反発を招きかねない。

今後の[多国間主義には明らかなリスク](#)がある。しかし、機能不全に陥った制度的構造を擁護するのではなく、多国間スペースを改革し、より民主的で代表的なものとするために協力する必要がある。今こそ、古めかしい共同体的な制度や仕事のやり方から脱却し、より公正な国際制度とルールに基づく秩序を通じて正統性を再構築する時なのだ。ある意味で、国連国家債務枠組条約の後ろ盾となるには絶好のタイミングである。

債務を削減し、国際制度の枠組みを見直すことが、保健・教育への支出の増加や気候危機への対応の改善につながるという保証がないことは認める。汚職にもっと厳しく立ち向かい、あらゆる場所で政府に説明責任を果たさせるための行動が必要である。しかし、根本的な変革がなければ、正しいことを行おうとしている政府でさえ、資源不足のために返り討ちにあってしまう。IMFは、[公共部門の賃金の引き下げ](#)や凍結を推進し続け、国々が教員、医師、看護師、その他の重要なフロントラインの公共サービス労働者に投資することを妨げている。グローバル構造や市場力学が意味のある選択を奪ってしまうのであれば、民主的な政府からさえも、市民は政府による説明責任のある支出を求めることに成功しないだろう。

この状況を転換させるためには、経済的正義、気候変動正義、女性の権利、フェミニストの代替案を求める闘いを結びつけ、[点と点を結ぶ](#)必要がある。私たちは、[誰が誰に借りがあるのか](#)という現実に対する集団の怒りから出発する必要がある。低所得国は、富裕国の現実の対外債務が低所得国よりも大きいため、「[あなたが支払わなければ、私たちは支払わない](#)」と至極合法的に主張することができる。

市民社会運動は、地域や国の交渉において、政府に対して債務正義のために立ち上がることを等しく要求することができる。COP29でより信頼性の高い気候変動資金目標に合意できなかったことは、ある意味では好機である。気候緊急事態は確かに存在する。低所得国は、今すぐ[気候変動対策の公正な移行に投資](#)する必要があると、強力かつ効果的に主張することができる。気候危機の緊急性は、適応、緩和、損失と損害への対処への投資を軽視できない。各国は自国の経済と社会を転換させる義務を、国民と国際社会の両方に対して負っている。そのためには、対外債務を直接支払うよりも公正な移行に向けた投資を優先することを明確にする必要がある。そしてそのためには、[対外債務を直接支払うよりも公正な移行への投資を優先させる](#)ことを宣言することも含まれる。極めて合理的に考えれば、対外債務を返済するのは、貸付ではなく、贈与という形で、気候変動対策資金が最終的に全額集まったときだけだと主張することもできる。

凝り固まった植民地的権力構造を変えるためには、私たちは声を上げ、団結する必要がある。市民社会運動も政府も、より強力に連帯し、声を上げる必要がある。市民社会は、一つの課題のみを主張するキャンペーンでは、必要な根本的な変化を勝ち取ることはできない。税、負債、緊縮財政、公共サービス、気候正義、人権、女性の権利に取り組む運動を横断して各国で結集しよう。そして、気候危機を加速させ、不公正と不平等を永続化させ

ている植民地的な金融構造に終止符を打つために、国を超えて運動をつなげよう。誰が誰に本当に借りがあるのかを理解することは、変革のための強力な枠組みを提供する。

5. 主な提言

気候危機に直面している低所得国の政府は、対外債務の支払いよりも公共サービスへの緊急な投資と公正な移行を優先する必要がある。これらの国々の未返済の債務は、気候変動債務やその他の賠償金の支払いの一部として富裕国によってまかなわれるべきである。

すべての政府は、現在の植民地的債務構造の欠陥を認識し、国連の開発資金会議の重要な成果として、(ボックス1の原則と趣旨に沿った)「国連国家債務枠組条約」を支持すべきである。また「開発協力に関する国連枠組条約」とそれに続く強力な「国連租税枠組条約」の締結を含むより広範な構造改革を支援すべきである。

このジュビリーイヤーに経済正義、気候正義、公共サービス、人権、女性の権利に取り組む市民社会運動や組織は、債務救済と債務危機を永続化させている植民地的な制度の根本的な構造改革を求めるために団結すべきである。

i. 我々は、2005年に「誰が誰に借りがあるのか」キャンペーンを行った ODG の歴史的な重要活動を認める <https://odg.cat/en/about-odg/>

ii. ファニングとヒッケルの研究に対する批判のひとつは、彼らの分析に、2050年まで豊かな国々が負い続けるであろう気候変動、現在負っている債務だけでなく、今後25年間の予測を加味すると、潜在的に負うことになる債務の予測が含まれていることである。このような将来予測が含まれていなかったとしても、富裕国の気候変動は、低所得国の対外債務をはるかに上回る

Acknowledgments

We appreciate the valuable inputs made to this briefing by ActionAid colleagues: Teresa Anderson, David Archer, Karol Balfe, Kate Carroll, Fabiana Ferreira Alves, Javier Garcia, Jara Henar, Isabel Iparraguirre, Gráinne Kilcullen, Wangari Kinoti, Lina Moraa, Kazi Morshed Alam, Zama Mthunzi, Ashina Mtsumi, Chikumbutso Ngosi, Ucizi Ngulube, Roos Saalbrink, Agnes Schim van der Loeff.

We also acknowledge the discussions with and valuable feedback on drafts from: Jason Braganza, Bridget Burrows, Andrew Fanning, Iolanda Fresnillo, Jason Hickey, Tim Jones, James Kinyua, Max Lawson, Joshua Muteti, Maria Ron Balsera, Ingo Ritz, Rick Rowden, Jean Saldanha, Attiya Waris.

International Registration number: 27264198

Website: www.actionaid.org
Telephone: +27 11 731 4500
Fax: +27 11 880 8082
Email: mailjhb@actionaid.org

ActionAid International Secretariat,
Postnet Suite 248, Private Bag X31, Saxonwold 2132,
Johannesburg, South Africa.

February 2025

actionaid